

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	採用日から令和 3 年 3 月 31 日まで
職 種	教育業務支援員（水産増殖科教育補助）
採用予定人数	1 名
勤務場所	愛媛県立宇和島水産高等学校（宇和島市明倫町 1-2-20）
従事すべき業務の内容	勤務校において、教職員及び生徒の教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行っていただきます。 ・教育補助業務 ・その他
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しない者。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、教育業務支援員の業務に支障がないこと。 ・生物飼育・管理ができること。 ・普通自動車免許を保有していること。
応募方法	はじめに下記応募先に電話にてご連絡ください。そのうえで履歴書を作成し、下記応募先にご提出ください。 履歴書：市販の用紙（A4 判又は A3 判二つ折り）最近 6 ヶ月に以内に撮影した写真添付。 なお提出された履歴書は返却しません。また個人情報はこの回の採用選考以外には使用しません。
応募期間	随時 なお、採用者が決定した時点で締め切ります。
選考方法	面接及び書類審査 なお、事前の連絡なく、面接試験当日欠席された場合は、応募を辞退したものとみなします。
面接日時・場所	応募者に後日電話または書面で連絡します。
選考結果	選考結果は、電話または書面により面接試験日から 7 日以内に本人に通知します。
勤務日及び勤務時間	1 週間につき 29 時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振ります。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 14 号給から同表 1 級 22 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 121,544 円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。
退職に関する	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。

事項	・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
社会保険	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年年法律第 50 号）の規定により補償します。

〈応募・問合せ先〉

〒798-0068 愛媛県宇和島市明倫町 1－2－20

愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室 担当：濱田

「会計年度任用職員の採用について」とお伝えください。

電話番号：0895-22-6575 対応時間 8：30～16：30 （土日祝日を除く）

ファックス：0895-25-0791